秋田市都市計画提案制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条の2の規定に基づく秋田市に対する都市計画の決定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(提案)

- 第2条 計画提案は、法第21条の2の規定により、秋田市の行政区域内の都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい、0.5 ヘクタール以上の一団の土地の区域について行うものとする。
- 2 この制度により、秋田市に提案することができる都市計画は、法第 15 条の規定により秋田市が定める都市計画(別表参照)とする。

(提案書の提出等)

- 第3条 計画提案を行おうとする者は、次に掲げる書類等を秋田市に提出するものとする。
- (1)都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第13条の4に規定する提案書(様式1)および同条各号に掲げる図書(同条第1号の都市計画の素案は、都市計画の種類、名称、位置、区域等が具体的に記載された書類および図面(原則として1/2,500の都市計画図)によるものとし、同条第2号の同意を得たことを証する書類は、様式2によるものとする。)
 - (2)計画提案説明書(様式3)
 - (3)提案の対象地の区域内における同意の状況および土地所有者等の一覧表(様式4)
 - (4)周辺環境等への影響に関する資料(様式5)
 - (5)地権者および周辺住民等への説明に関する資料(様式6)
 - (6)その他提案内容の説明に必要と思われる資料

(評価基準)

- 第4条 計画提案に係る法第21条の3の判断は、次に掲げる基準に基づき行うものとする。
- (1)法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。
- (2)秋田市のまちづくりの方針に則していること。
- (3) 当該土地の周辺環境等に配慮されていること。
- (4)周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、地権者および周辺住民等との調整が整い、おおな賛同が得られていること。

(土地所有者等の同意)

- 第5条 法第21条の2第3項の土地所有者等の「3分の2以上の同意」の規定に適合するか 否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1)土地所有者等の権利者については、一筆の土地について当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)が設定されているときは、すべての権利者について、それぞれの同意者としての権利を有する。共同名義の土地については、名義人が所有する面積割合により按分された権利数を当該土地の同意者としての権利とする。以上の考え方に基づき、算出された総権利数と同意者の有する権利数を

比較し、3分の2以上であるかどうかを判断する。

(2)面積については、一筆ごとにその土地の地積と、その土地に関する借地権ごとの地積の 合計を計算し、これらの地積の総計を当該土地の総地積とする。同様の考え方で同意者が 権利を有する土地の総地積を計算し、全体の総地積の3分の2以上であるかどうかを判断 する。

(秋田市都市計画提案評価検討委員会の設置)

- 第6条 計画提案を踏まえた都市計画(計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。)の決定又は変更をする必要があるかどうかを調査・検討するため秋田市都市計画提案評価検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 前項の委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事前通知等)

- 第7条 秋田市は提案者に対し、提案案件を審議する都市計画審議会の開催前に、秋田市の判断とその理由を文書で通知する。
- 2 提案者は、秋田市の判断に対して意見がある場合は、通知の中であらかじめ連絡する期日までに秋田市に意見書を提出することができる。

(提案の取下)

- 第8条 提案者が秋田市に提案を提出した後に何らかの理由で手続きを中止する場合は、取下届(様式7)を提出するものとする。ただし、取下届の提出が可能なのは、第7条第2項の意見書の提出期日までとする。
- 2 提出した都市計画の素案の内容について修正する場合は、原則として取下届を提出し、提案を取り下げた後、改めて提案するものとする。

(都市計画決定等)

- 第9条 委員会の調査・検討を経て、第4条の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したときは、秋田市は、都市計画の案を作成し、都市計画の決定又は変更の手続を行うものとする。
- 2 委員会の調査・検討を経て、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、秋田市は、法第21条の5第2項の規定により、秋田市都市計画審議会に都市計画の素案を提出し、その意見を聴いたうえで、提案者にその旨およびその理由を通知するものとする。

附 則

- この要領は、平成16年3月15日から施行する。
- この要領は、平成17年6月13日から施行する。
- この要領は、平成19年7月 9日から施行する。
- この要領は、平成24年8月24日から施行する。

(様式1)

都市計画提案書

(宛先)秋田市長

都市計画法第21条の2第1項の規定に基づき、都市計画の決定又は変更について 提案します。

なお、提出書類等については事実と相違ありません。

平成	年	月	日	
代表提	案者			
氏 名				
(法人	等の場	合はそ	の名称)	
住 所				
(法人	等の場	合は主	たる事務所の所	在地)
連絡先				

法第 21 条の 2 第 2 項の規定により計画提案を行おうとする法人等の場合は、概要がわかる資料(法人登記簿謄本、定款、寄附行為等)を添えて提出してください。

共同提案者

氏 名
(法人等の場合はその名称)
住 所
(法人等の場合は主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人等の場合はその名称)
住 所
(法人等の場合は主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人等の場合はその名称)
住 所
(法人等の場合は主たる事務所の所在地)
п А
氏 名
(法人等の場合はその名称)
(法人等の場合はその名称) 住 所
(法人等の場合はその名称)
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地)
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏 名
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏 名(法人等の場合はその名称)
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏 名(法人等の場合はその名称) 住 所
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏 名(法人等の場合はその名称)
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏 名(法人等の場合はその名称) 住 所
(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏 名(法人等の場合はその名称) 住 所(法人等の場合は主たる事務所の所在地)
(法人等の場合はその名称) 住所 (法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏名 (法人等の場合はその名称) 住所 (法人等の場合は主たる事務所の所在地) 氏名

都市計画法第21条の2第3項に関する土地所有者等の同意書

	氏 名	ED
	住 所	(連絡先)
	所在および地番	
	権利の種類	(共有割合:)
	面積	
	所在および地番	
	権利の種類	(共有割合:)
	面積	
	所在および地番	
	権利の種類	(共有割合:)
	面積	
	所在および地番	
	権利の種類	(共有割合:)
	面 積	
備	考	

注1:同意書は権利者ごとに作成し、氏名欄に記名、捺印してください。なお、自署の場合は捺印を省略することができます。

注2:権利の種類欄には、所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地 上権もしくは賃借権のいずれかを記入してください。共有の場合は、権利の 種類欄のカッコ内に共有割合を明記してください。

注3:各欄の記入にあたっては、公図、登記簿謄本等との整合を確認してください。

注4:権利の数が多い場合は適宜欄を追加するか、本用紙をコピーして記入してく ださい。

計画提案説明書

1.計画提案区域

位置	秋田市			
面積		m²		
現在の都市計画	区域区分	地域地区	都市施設	その他制限等

2 . 提案内容等	
提案の理由	
提案の概要 (都市計画の種類、 名称及び内容)	
その他	

3 . 区域図

提案の対象地の区域内における同意の状況および土地所有者等の一覧表

同意の状況

	権利の種類	区域内人数(人)	同意者数(人)	同意率(%)
区域内の土地所有	所有権			
者等の数	地上権			
	賃借権			
	合 計	А	В	B/A*100
	権利の種類	区域内面積(m²)	同意面積(m²)	同意率(%)
	所有権			
区域内の面積	地上権			
	賃借権			
	合 計	С	D	D/C*100
備考				

土地所有者等の一覧表

所在・地番	氏名・住所	権利の種類	面 積(m²)	摘要

注1:土地の公図の写しおよび土地登記簿謄本(いずれも交付後3ヶ月以内のものに限る。コピー可。)を添付してください。ただし、登記が終了していない場合は、土地登記簿謄本に代えて権利関係を証明する書類を添付してください。

注2:権利の種類欄には、所有権、地上権又は賃借権の中から選んで記入してください。共有の場合は、その旨と共有割合を摘要欄に記入してください。

注3:各欄の記入にあたっては、公図、登記簿謄本等との整合を確認してください。

注4:権利の数が多い場合は適宜欄を追加するか、本用紙をコピーして記入してください。

周辺環境等への影響に関する資料

計画提案によるまちづくりが行われることで、都市の環境、景観、防災、交通等の 都市機能に支障が生じる場合は、関連項目について対応方針等、検討した内容を記述 してください。

都市の環境(大気、 態系等)に関する		水質、地形	• 地質、	日照等および	が動物、	植物、	生
周辺地区との調和	(景観、自然と	このふれあい、	住民交流	流等)に関す	る検討	事項	
その他(防災、交流	通、福祉等)に	ニ関する検討됨	事項				

地権者および周辺住民等への説明に関する資料

1.説明会等開催状況

	周知方法(にヾを)	実施日時	実施場所	参加人数	周知先の範囲
1	資料配布	説明会	年 月 日			
	個別訪問	その他	: ~ :		人	
2	資料配布	説明会	年 月 日			
	個別訪問	その他	: ~ :		人	
3	資料配布	説明会	年 月 日			
	個別訪問	その他	: ~ :		人	
4	資料配布	説明会	年 月 日			
	個別訪問	その他	: ~ :		人	

2	主な意見	(賛成、	反対、	その他)ま	および質疑応	答の内容	

3 . その他

説明会等の参加者名簿および使用した資料一式を添付してください。

取 下 届

(宛先)秋田市長

平成 年 月 日に提出した都市計画の提案について取り下げします。

平成	年	月	日		
代表提	案者				
氏 名					
(法人	等の場	合はそ	の名称)		
住 所					
(法人	等の場	合は主	たる事務院	所の所在	地)
連絡先					